

トピックス

- 趙雪巍弁護士と張国棟弁護士、金誠同達法律事務所の監督・考査・評定委員会とマネジメント委員会の委員にそれぞれ当選
- 金英蘭弁護士が法律コンプライアンス業務研究委員会委員に当選
- シニアパートナー張国棟弁護士が「外商投資法」について講演

法令速報

- 「外商投資法実施条例」がまもなく公布
- 「外商投資情報報告弁法」が来年1月より施行予定
- 「中華人民共和国薬品管理法」の貫徹・施行に関する関連事項の明確化

弁護士コラム

- 事例からみる広告法コンプライアンスについて(1)
——中国大手家電メーカー SUPOR が広告法違反で罰金 348 万元

重要法令対訳

- 中華人民共和国外商投資法(中日対訳)
- 中華人民共和国外商投資法実施条例(意見募集案)(中日対訳)

趙雪巍弁護士と張国棟弁護士、金誠同達法律事務所の監督・考査・評定委員会とマネジメント委員会の委員にそれぞれ当選

金誠同達法律事務所の2019年度第三回シニアパートナー会議では、百名近くのシニアパートナーによる無記名投票の方法により、金誠同達法律事務所の第十四期マネジメント委員会と第三期監督・考査・評定委員会の改選選挙が行われました。

金誠同達日本業務部門のシニアパートナーである趙雪巍弁護士は、金誠同達法律事務所の第三期監督・考査・評定委員会の委員に選ばれ、金誠同達日本業務部門のシニアパートナーである張国棟弁護士は、金誠同達法律事務所の第十四期マネジメント委員会の委員に選ばれました。

金英蘭弁護士が法律コンプライアンス業務研究委員会委員に当選

先日、金誠同達日本業務部門のシニアパートナー金英蘭弁護士が上海市弁護士協会の第十一期法律コンプライアンス業務研究委員会の委員に入選しました。

昨今においては、コンプライアンス管理は企業管理の中で非常に重要な役割を担っており、大手企業向けのコンプライアンス法律サービスは、金誠同達日本業務部門の主要業務のうちの一つでもあります。金英蘭弁護士の上海市弁護士協会法律コンプライアンス業務研究委員会委員への当選は、日本業務部門のコンプライアンス業務に対する是認となり、また更なる高品質のコンプライアンス関連法律サービスのご提供に有利になると考えます。

シニアパートナー張国棟弁護士が「外商投資法」について講演

近日日本関西製薬協会が主催する「中国医薬品市場の最新の進展 2019」というセミナーが日本大阪で開催されました。張国棟弁護士は招待に応じて「中国外商投資法の内容と日系企業への影響」というテーマの講演を発表しました。張国棟弁護士は外商投資分野での豊富な実務経験と「外商投資法」に対する全面的な理解を合わせて、参加者に関連する立法内容と対応策を紹介し、参加者から高い評価を受けました。

「外商投資法実施条例」がまもなく公布

大きな注目を集めていた「外商投資法実施条例」についての意見募集が 12 月 1 日をもって終了となり、審議の段階に入り、本文は来年年頭に可決・公布される予定となっている。

同条例は 2020 年 1 月 1 日から施行される「外商投資法」とともに、外資と内資の格差を更に除去し、技術譲渡強制の禁止、外商専用クレームメカニズムの確立等措置をもって、外資に対する保護が更に強化されるものとみられる。また、同条例をはじめ、当局の各部署は現行の規則を整理し、「外商投資法」に関する一連の細則を制定し、「外商投資法」と抵触する規定の廃止を計画している。「外商投資法」施行後の取扱い措置については、今後の動きにも引き続き注目が必要となる。

(法規原文：http://www.gov.cn/xinwen/2019-11/02/content_5447867.htm)

「外商投資情報報告弁法」が来年 1 月より施行予定

「外商投資情報報告弁法」についての意見募集が 12 月 2 日をもって終了となり、「外商投資法」への対応措置の一つとして来年年頭に可決・施行されるものとみられている。

同弁法においては、中国へ直接・間接的に投資する外国投資者に対し、当局の商務主管部門への投資情報報告義務が課されている。当該投資情報報告には、会社設立時の報告、変更報告、抹消報告、年度報告等が含まれ、また、報告の内容と期限についても明確な要求が設けられている。

同弁法が施行された後、元の商務部門への届出手続きが不要となる。外商独資企業のみならず、外国資本が注入されている金融機関や合弁企業も当該弁法の適用対象となり、弁法に罰則も定められているため、すべての外国投資者としては当該弁法に注意を払うべきとなる。

(法規原文: http://www.gov.cn/xinwen/2019-11/12/content_5451160.htm)

「中華人民共和国薬品管理法」の貫徹・施行に関する関連事項の明確化

2019年12月2日、国家薬品监督管理局は、「『中華人民共和国薬品管理法』の貫徹・施行に関する関連事項の公告」(「公告」)を公布し、2019年12月1日から施行される「薬品管理法」におけるいくつかの争点を解釈し、明確にした。

「公告」の施行により、薬品、特に新発売される薬品に関連する公的手続き等において変更が生じる。例えば、薬品新発売許可保有者制度が全面的に施行され、薬品登録証の保有者または薬品研究開発機構が責任者として新発売する予定の薬品の安全性・有効性・品質管理可能性などに対し、責任を負うものとされる。また、12月1日から薬品臨床試験機構許可、薬品 GMP・GSP 認証が取り消され、化学原料薬に対する薬品登録証の発行が停止される。

薬品関連業務を展開する企業は、「薬品管理法」の修正及び当該公告に留意する必要があると思われる。

(法規原文: http://www.gov.cn/xinwen/2019-12/02/content_5457527.htm)

事例からみる広告法コンプライアンスについて(1) ——中国大手家電メーカー SUPOR が広告法違反で罰金 348 万元

作者:金英蘭

【事例概要】

上海の市場監督管理部門が公開した行政処罰情報によれば、先日、虚偽広告の発布により、中国の大手家電メーカー SUPOR が 348 万元あまりの罰金に処せられた。

この処罰の発端は 2018 年 10 月から 11 月までの間にテレビで放送されていた SUPOR 完全サイレント調理用ミキサー(型番:JP96L-1300 および JP98LV-1300)(以下「本件製品」)の広告である。この広告では放送されていた調理用ミキサーの稼働音に対する大幅な技術処理が施されていた。具体的にいうと、本件製品の消音効果を際立たせるために、SUPOR の別のあるタイプの調理用ミキサー(型番:JP01-1500)の稼働音をわざと大きくし、さらにハンマードリルの音声を混ぜ込み、内装工事現場と同じようなけたたましい効果をかもし出し、一方では、本件製品の稼働画面に切り替わった際には、どのような機器の運転音も組み合わせず、無音に近くしていた。実際には、二つのタイプの製品の稼働騒音数値の違いは 20 デシベルにも達していない。完全サイレントと呼ばれていた本件製品にアーモンドとクルミのナッツを入れたときの実際の稼働騒音数値は 72 デシベルと 78.4 デシベルまで上がり、一方、広告の中では、内装工事現場と無音のコントラスト効果を演出しており、広告の受け手に強い認識の相違のインパクトを与えている。

市場監督管理部門は、「本件広告中の音声処理方法は広告の受け手に調理用ミキサーの実際の状況を理解させることができず、製品の真実の性能と甚だしく一致しておらず、虚偽の広告を構成している。これと同時に、広告の中で使用されている『SUPOR 完全サイレント調理用ミキサー』や『高速で粉々、ずつと静か』などの広告用語も実際のものとは釣り合っていない。」と認定した。

2019年11月6日に、上海市楊浦区市場監督管理局は法により広告発布停止命令を下し、相応の範囲内での影響を解消し、さらに、広告費用の4倍の罰金の行政処罰、罰金348.312万元に処した。

【弁護士のコメント】

ミキサー料理機は一瞬で食物の細胞壁を砕くことができ、養生と保健の効能があることから、中国で近年では比較的に流行している家電製品のうちのひとつになっています。

さて、広告は、企業の運営に密接に関係しており、大きなものではテレビ、映画、定期刊行物、雑誌、道端広告看板などの従来の宣伝媒体から、小さなものでは各種商品の包装、宣伝パンフレット、さらには一言のオンラインキャッチフレーズなどに至るまで、どれにも広告の形跡が見られます。2015年の新しい「広告法」の施行から、各地の主管部門は取り締まりを強化しており、広告の違法は既に企業の行政処罰の損害が比較的に深刻な分野になっています。広告のコンプライアンスに対する重視の不足のため、高額の処罰を受ける企業も少なくありません。金誠同達の日本業務部門の弁護士は相次いで多くのクライアント企業の広告コンプライアンス違反案件に介入しています。

広告違法行為とは、その基準によって多くのタイプに分類されていますが、本件のような虚偽広告は、一貫して取締りの重点項目とされています。

「広告法」第28条によると、虚偽又は誤解を招く内容で消費者を欺き、惑わす広告が、虚偽広告に該当すると定義されています。具体的にいうと、(1) 商品又はサービスが存在していない場合、(2) 商品の性能、功能、生産地、用途、品質、規格、成分、価格、生産者、有効期限、販売状況、受賞歴等の情報、又はサービスの内容、提供者、形式、品質、価格、販売状況、受賞歴等の情報、並びに商品もしくはサービスに関する約束内容等の情報が、実際の状況に合致しておらず、購買行為に実質的な影響を及ぼす場合、(3) 虚構もしくは偽造の、又は検証ができない科学研究成果、統計資料、調査結果、要約、引用文等の情報を使用して証明資料とした場合、(4) 商品の使用又はサービスの受入れによる効果をねつ造した場合、等が、虚偽の広告に属しています。

上述の規定について、第一項と第四項の状況は明らかな主観的故意に属している一方、第二項と第三項は相対的に見れば比較的に隠れており、たとえば、企業が宣伝の中で列挙する再度の審査や評価を要する栄誉の期限徒過に気が付いていない可能性があったり、獲得した栄誉と宣伝中の栄誉との間に幾らかの内容の差異があったり、宣伝中に引用する統計データの引用元が検証不能だったりするなどの状況もあります。たとえ主観的には消費者に対する詐欺や悪質な誘導の故意が確かに無かったとしても、「広告法」第二十八条の規定に触れることにより、処罰される恐れがあります。

「広告法」第55条の規定によれば、虚偽広告を掲載した場合には、広告掲載を停止し、影響を払拭するよう命じられ、広告費用の3~5倍の過料が科され、広告費用が計算できない又は明らかに低すぎる場合には、20~100万元の過料が科されるとされています。本件の中では、市場監督管理部門もこの規定により、SUPORに対して広告費用の4倍に相当する罰金348万元に処しています。

なお、消費者向け製品の虚偽広告については、「消費者權益保護法」のリスクにも気を付けなければなりません。「消費者權益保護法」第55条の規定に基づき、経営者が提供する商品又はサービスに詐欺行為がある場合には、経営者は、消費者に対し、消費者が購入した商品の代金又は受けたサービスの費用を返還するほか、更に、消費者が購入した商品の代金又は受けたサービス費用の3倍を賠償し

なければなりません。本件の違法広告は 348 万元の嚴重な行政処罰のほかにも、さらには、消費者の民事賠償請求が待ち受けている可能性があります。

「中華人民共和国外商投資法」(中日対訳)

「外商投資法」は、外資による中国への投資に関する基本法であり、中国への投資を計画している外国企業又はすでに中国に投資をしている外国企業にとって重要な法令といえます。「外商投資法」は、2019 年 3 月 15 日に発布され、2020 年 1 月 1 日から施行されます。

「外商投資法」の中日対訳を作成しましたので、[詳細につきましては、こちらをご覧ください。](#)

「中華人民共和国外商投資法実施条例」(意見募集稿)(中日対訳)

「外商投資法」とセットとなる重要な行政法規として、「外商投資法実施条例」の草案について、2019 年 12 月 1 日までの期間において、社会に対し意見募集が行われています。

「外商投資法実施条例」(意見募集稿)の中日対訳を作成しましたので、[詳細につきましては、こちらをご覧ください。](#)

(終わり)

- 本誌は無料で配布させていただきます。
- お問い合わせやご意見のある方は newsletter@jtnfa.com までご連絡ください。
- 本誌内容の一般性のため、掲載内容を基にした商業活動による損失は弊所では責任を負いかねますのでご了承下さい。
- なお、本誌は弊所が PDF ファイル形式により配布するもので、ヘッダーを含む PDF ファイルの全文を変更せずに配布される場合は許可しますが、それ以外の場合には弊所にご相談ください。

<http://www.jtnfa.com/JP>